

大阪大学産業科学研究所安全衛生管理委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学安全衛生管理規程第22条第2項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所安全衛生管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について総合的に調査審議し、関係委員会との調整を図りながら企画立案し、所長に意見を具申するとともに、その実施に当たる。

- (1) 教職員及び学生等の危険及び健康障害の防止対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因解明及び再発防止対策に関すること。
- (3) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 安全衛生管理上必要な実験施設等の改善及び改修に関すること。
- (5) 作業環境の測定及び管理に関すること。
- (6) 安全衛生に関する資格取得の推進に関すること。
- (7) 安全管理者、衛生管理者及び作業主任者の教育に関すること。
- (8) 教職員及び学生等の安全意識向上のための施策に関すること。
- (9) 安全衛生管理に必要な経費に関すること。
- (10) その他安全衛生に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 衛生工学衛生管理者
- (4) 遺伝子組換え実験安全主任者
- (5) 放射線取扱主任者
- (6) 危険物保安監督者
- (7) 廃棄物処理委員会委員長
- (8) 高圧ガス専門委員会委員長
- (9) 防火管理者
- (10) 産業科学研究所の各研究部門(新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。)及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選出された安全衛生管理担当者 各1名
- (11) その他委員会が必要と認めた者

2 前条第1項第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員のうちから所長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会に、その所掌事項のうち高圧ガスに関し必要な事項を審議するため、高圧ガス専門委員会を置く。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

3 高圧ガス専門委員会及び専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、産業科学研究所安全管理・安全教育委員会規程は廃止する

附 則

- 1 この改正は、平成16年6月17日から施行する。
- 2 廃止前の高圧ガス専門委員会に関する申し合わせ第3項第2号の委員は、この規程第3条第1項第10号の委員とする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。